

平成 30 年

三重県議会定例会会議録

(2 月 19 日)
(第 2 号)

第 2 号
2 月 19 日

平成30年

三重県議会定例会会議録

第2号

○平成30年2月19日（月曜日）

議事日程（第2号）

平成30年2月19日（月）午前10時開議

- 第1 議員辞職の件
- 第2 議案第1号から議案第80号まで
〔提案説明〕
- 第3 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 第4 特別委員会廃止の件
〔討論、採決〕

会議に付した事件

- 日程第1 議員辞職の件
- 日程第2 議案第1号から議案第80号まで
- 日程第3 特別委員会の調査事項に関する報告の件
- 日程第4 特別委員会廃止の件

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	47名		
1	番	芳野	正英
2	番	中瀬古	初美
3	番	廣	耕太郎
4	番	山本	里香

5	番	岡野	恵美
6	番	倉本	崇弘
7	番	稲森	稔尚
8	番	野村	保夫
9	番	下野	幸助
10	番	田中	智也
11	番	藤根	正典
12	番	小島	智子
13	番	小坂	公之
14	番	濱井	初男
15	番	吉川	新樹
16	番	木津	直樹
18	番	野口	正生
19	番	石田	成生
20	番	大久保	孝栄
21	番	東	豊
22	番	山内	道明
23	番	津村	衛野
24	番	杉本	熊野
25	番	藤田	宜三
26	番	後藤	健一
28	番	村林	聡人
29	番	小林	正富
30	番	服部	健男
31	番	津田	児規
32	番	中嶋	年介
33	番	奥野	英介
34	番	今井	智広

35	番	長 田 隆 尚
36	番	館 直 人
37	番	日 沖 正 信
38	番	前 田 剛 志
39	番	舟 橋 裕 幸
40	番	三 谷 哲 央
41	番	中 村 進 一
43	番	青 木 謙 順
44	番	中 森 博 文
45	番	前 野 和 美
46	番	水 谷 隆
47	番	山 本 勝
48	番	山 本 教 和
49	番	西 場 信 行
50	番	中 川 正 美
欠席議員	1名	
17	番	田 中 祐 治
(27	番	欠 員)
(42	番	欠 番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	福 田 圭 司
書 記 (事務局次長)	岩 崎 浩 也
書 記 (議事課長)	榊 屋 眞
書 記 (企画法務課長)	稲 垣 雅 美
書 記 (議事課課長補佐兼班長)	中 村 晃 康
書 記 (議事課主幹)	吉 川 幸 伸
書 記 (議事課主幹)	松 本 昇

会議に出席した説明員の職氏名

知 事	鈴木 英 敬
副 知 事	渡 邊 信一郎
副 知 事	稲 垣 清 文
危機管理統括監	服 部 浩
総 務 部 長	嶋 田 宜 浩
選挙管理委員会委員	野 田 恵 子

午前10時0分開議

開 議

○議長（舟橋裕幸） おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（舟橋裕幸） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第1号から議案第80号まで並びに報告第1号から報告第23号まではさきに配付いたしました。

次に、地方自治法第252条の37の規定により、包括外部監査人から監査結果報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料及び交付決定実績調書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告1件並びにこれまでに採択いたしました請願のうち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、お手元に配付いたしました。

次に、説明のための出席要求につきましては、お手元に配付の名簿のとおり出席を求めました。

以上で報告を終わります。

提 出 議 案 件 名

- 議案第1号 平成29年度三重県一般会計補正予算（第8号）
- 議案第2号 平成29年度三重県一般会計補正予算（第9号）
- 議案第3号 平成29年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第4号 平成29年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 議案第5号 平成29年度三重県水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第6号 平成29年度三重県工業用水道事業会計補正予算（第3号）
- 議案第7号 平成29年度三重県電気事業会計補正予算（第3号）
- 議案第8号 平成29年度三重県病院事業会計補正予算（第3号）
- 議案第9号 平成30年度三重県一般会計予算
- 議案第10号 平成30年度三重県県債管理特別会計予算
- 議案第11号 平成30年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算
- 議案第12号 平成30年度三重県国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第13号 平成30年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- 議案第14号 平成30年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算
- 議案第15号 平成30年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第16号 平成30年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算
- 議案第17号 平成30年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第18号 平成30年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算
- 議案第19号 平成30年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算
- 議案第20号 平成30年度三重県港湾整備事業特別会計予算

- 議案第21号 平成30年度三重県流域下水道事業特別会計予算
- 議案第22号 平成30年度三重県水道事業会計予算
- 議案第23号 平成30年度三重県工業用水道事業会計予算
- 議案第24号 平成30年度三重県電気事業会計予算
- 議案第25号 平成30年度三重県病院事業会計予算
- 議案第26号 三重県子ども基金条例案
- 議案第27号 住宅宿泊事業法施行条例案
- 議案第28号 三重県いじめ防止条例案
- 議案第29号 三重県議会議員及び三重県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 三重県部制条例の一部を改正する条例案
- 議案第31号 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第32号 三重県行政機関設置条例の一部を改正する条例案
- 議案第33号 三重県職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第34号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第35号 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第37号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第38号 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例案
- 議案第39号 三重県後期高齢者医療財政安定化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第40号 三重県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第41号 三重県消防、火薬、高圧ガス及び電気関係手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第42号 免税軽油使用者証交付手数料徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第43号 三重県試験研究機関関係工業等に係る設備等使用料及び試験等手数料条例の一部を改正する条例案

- 議案第44号 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第45号 三重県県税条例の一部を改正する条例案
- 議案第46号 三重県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第47号 三重県がん対策推進条例の一部を改正する条例案
- 議案第48号 地方独立行政法人三重県立総合医療センター評価委員会条例の一部を改正する条例案
- 議案第49号 三重県青少年健全育成条例の一部を改正する条例案
- 議案第50号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第51号 都市計画法の規定による開発行為の許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第52号 三重県屋外広告物条例の一部を改正する条例案
- 議案第53号 三重県建築基準条例の一部を改正する条例案
- 議案第54号 三重県宅地開発事業の基準に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第55号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第56号 公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第57号 公立学校職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例案
- 議案第58号 三重県立高等学校条例の一部を改正する条例案
- 議案第59号 三重県病院事業条例の一部を改正する条例案
- 議案第60号 三重県工業用水道条例の一部を改正する条例案
- 議案第61号 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第62号 三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止する条例案

- 議案第63号 主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止する条例案
- 議案第64号 包括外部監査契約について
- 議案第65号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第66号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第67号 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
- 議案第68号 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
- 議案第69号 中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
- 議案第70号 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
- 議案第71号 工事請負契約について（一般国道25号（五月橋）橋梁上部工工事）
- 議案第72号 工事請負契約の変更について（一般国道169号（土場バイパス）道路改良（新土場トンネル（仮称））工事）
- 議案第73号 工事請負契約の変更について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター汚泥処理機械設備工事）
- 議案第74号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第75号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第76号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第77号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第78号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第79号 損害賠償の額の決定及び和解について
- 議案第80号 第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画の策定について

議 員 辞 職 の 件

○議長（舟橋裕幸） 日程第1、議員辞職の件を議題といたします。

北川裕之議員から議員の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。北川裕之議員の議員辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認めます。よって、北川裕之議員の議員辞職を許可することに決定いたしました。

議 案 の 上 程

- 議長（舟橋裕幸） 日程第2、議案第1号から議案第80号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

- 議長（舟橋裕幸） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

- 知事（鈴木英敬） おはようございます。それでは、平成30年定例会2月定例会月会議の議案等の説明に先立ちまして、平成30年度における県政の展開方向について説明いたします。

平成30年は、「平成」という元号が1年を通して用いられる最後の年です。「平成」から次の時代に橋渡しをする節目の年であり、来たるべき次の時代の理想が込められた新しい元号について検討が進められることとなります。私は、この節目の年を三重県の理想像を描く未来志向の年にしたいと考えています。

また、今年には明治維新、そして北海道の命名から150年です。北海道の名付け親は、三重県松阪市に生まれた松浦武四郎であり、今年生誕200年を迎えます。武四郎は北海道を6度も踏査し、明治政府の高官として北海道の郡名等の選定に携わりました。また、吉田松陰をはじめ、明治維新へと時代を大きく動かした幕末の志士達と交流がありました。武四郎は理想の社会を追い求め、新たな国づくりに重要な役割を果たした郷土の偉人です。県民の皆

様にも武四郎の功績を再認識していただき、自分たちの住む地域の理想の姿に思いをいたす1年にしていただきたいと思います。

平成30年度は、みえ県民力ビジョン・第二次行動計画の計画期間の後半に入り、私の知事としての任期は最後の1年を迎えます。

幸福実感日本一の三重の実現に向けて、これまでの成果や課題を踏まえ、取組を加速させる必要があります。県民の皆様の明日への不安を取り除き、暮らしや経済がよくなっていくと実感できるように、また、将来世代も含め皆さんが夢や希望の実現に向けて前に進んでいけるように、財政が深刻な状況にあっても、安全・安心の確保に向けた取組を着実に進めるとともに、三重県の未来を切り開くための攻めの取組に挑戦していかなければなりません。

こうした考え方のもと、持続可能な行財政運営に向けて三重県財政の健全化に向けた集中取組を着実に進める中で、六つの柱に沿った取組に注力し、県政を進めていきます。

三重県の有効求人倍率は平成29年12月には1.67倍となるなど、近年は高水準で推移しており、労働力不足が深刻化しています。これまで以上に地域社会や産業を支える人材の育成、確保が重要となっており、一つ目の柱として「三重で学び働く～人材育成・確保と働き方改革」に取り組めます。

働き方改革の第2ステージとして、先進的な企業の取組を拡大するため、労働力不足が深刻な業種等を対象に積極的な支援を行います。また、教育現場における働き方改革として、外部の人材を運動部活動指導員として新たに配置し、中学校、高等学校の部活動の指導に係る教員の負担軽減を図ります。

若者の働く場として第一次産業の魅力を高めるため、農業においてICTの活用による労働環境の改善や生産性の向上を促進します。水産業においては、経営体の協業化、法人化の取組を進めていきます。

後継者難による廃業や地域経済の損失を抑えるため、三重県の中小企業、小規模企業の円滑な事業承継に向け、三重県事業承継支援方針に基づき、経営者が事業承継に向けた早期準備の必要性を認識するプレ承継、事業承継計画の作成等の環境整備を行う事業承継、事業承継を契機として後継者が経営

革新を進めるポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援を、各支援機関と連携しながら総合的、集中的に取り組みます。

また、農業をビジネスとして展開できる雇用力のある経営者等を育成するみえ農業版MBA養成塾を開設するとともに、次代の林業を担う人材を育成するみえ森林・林業アカデミーの来年4月の本格開講に向け、本年10月にプレ開講します。

南部地域へのU・Iターン就職を促進するため、小規模事業者等におけるインターンシップを複数市町が連携して推進する取組を支援します。

農林水産業の担い手確保や障がい者の社会参画の拡大に向けて、農林水産業と福祉の連携の取組を拡充します。農福連携では、農福連携全国都道府県ネットワークの活動を通じた情報発信を強化します。また、林福連携を進めるため、福祉事業者と林業関係事業者とのマッチングなどに取り組みます。さらに、水福連携の本格展開を図るため、海上において障がい者が安全で効率的に作業を行うことができるプログラムを開発します。

子どもたちの夢や希望をかなえる学力を育むため、全国学力・学習状況調査やみえスタディ・チェックの結果等を踏まえ、課題に対応したチェックシート等の活用や実践推進校への学力アドバイザーの派遣による授業改善などに取り組みます。

小学校英語教育の早期化、教科化に対応し、英語教育を効果的に行えるよう、小中学校のモデル校を指定し実践研究を行います。また、数学的思考力を育成するWEB教材の研究、開発を民間企業と連携し進めるとともに、小学校で実践研究を行います。

子どもたちが多様性を尊重し、自己肯定感を高めることができるよう、小中学校において、アドバイザーの指導等を受けながら、考え議論する道徳の授業に取り組み、その成果を水平展開します。

農業に関する実践力を身につけ、経営者や地域の農業分野のリーダーとなり得る人材を育成するため、全ての県立農業高校で福島県の高校生とも交流しながら、国際水準のGAPに関する教育を推進します。また、工業高校専

攻科や家庭科の生徒が国際的な感覚と広い視野を持つことができるよう、海外インターンシップを実施します。

県及び県内の全高等教育機関で組織する高等教育コンソーシアムみえの運営体制の強化を支援することなどにより高等教育機関の魅力向上を図り、学生の県内定着につなげます。

家庭の経済状況により貧困の中で将来に希望を持ってない子どもや、虐待やいじめにより苦しんでいる子どもなど、社会の支援を必要としている子どもたちがまだまだたくさんいます。このため、二つ目の柱として「三重で育む～全ての子どもが希望とチャンスをつかむ社会的支援」に取り組みます。

子ども・子育て施策については、医療・介護の社会保険制度のように社会全体で支える持続可能性の高い制度がない中で、取り組むべき課題が山積しています。三重県に暮らす子どもたちが、未来に向かって不安や葛藤を乗り越え、チャンスをつかみ、希望をかなえるために挑戦できるよう、持続的な支援を行うため、子ども基金を創設し、企業も含めた社会全体で子どもたちを応援していきます。

生活困窮家庭の子どもの将来の自立を促進し、貧困の連鎖の防止を図るため、生活困窮家庭の中学生に加え、新たに高等学校を中退した人を含む高校生世代も対象として、学習支援や進路相談などを行います。

家庭の経済状況にかかわらず、子どもが安心して医療を受けることができるよう、一定の所得制限を適用した家庭の6歳までの子どもの医療費について、医療機関での窓口無料化に対応するため、市町に対する補助制度を拡充します。

里親制度の周知や里親への登録を促進するため、多くの里親が必要となる北勢地域を中心に、里親の普及啓発等を行います。また、里親の養育力のさらなる向上を目指した研修を実施します。

児童養護施設に入所する児童の自立支援に向けて、入所児童が退所後の進学や就職について、情報や助言を得て考える機会を提供するため、施設出身の大学生等をアドバイザーとして派遣します。

平成28年度の児童虐待相談件数のうち、北勢児童相談所の件数は753件と全体の約6割を占めており、中でも鈴鹿・亀山地域は280件で中勢児童相談所の件数に迫る状況となっています。これまでも北勢児童相談所の体制を強化してきたところですが、虐待相談に対し、より迅速かつ的確に対応するため、来年4月をめどに鈴鹿・亀山地域を担当する児童相談所を新設する準備を進めます。また、児童虐待の重篤事案に対応するため、カナダトロント市の警察や司法機関等の専門家による支援機関であるブーストを参考に、新たな児童相談ネットワークの構築を図り、多機関の連携を推進するとともに、子どもの権利擁護に取り組みます。

子どもたちが健やかに成長し、安心して生活できる社会を目指し、社会総がかりでいじめの問題を克服することが重要であることから、三重県いじめ防止条例案を今定例会会議に提出したところです。条例では、子どもを含めた様々な主体の役割等を位置づけるとともに、子どもたちが主体的に行動できるようにすることを基本理念としており、いじめの防止について話し合う意見交換会や、弁護士と連携したいじめ防止授業を実施するほか、子どもたちの相談に幅広く対応するため、SNS、ソーシャル・ネットワーキング・サービス相談窓口を新たに開設します。

三つ目の柱は「三重を強く豊かに～防災・減災対策とインフラ整備」です。

昨年10月に発生した台風第21号、第22号では、県内各地で甚大な被害が発生しました。被災された皆さんが一日も早くふだんの生活を取り戻せるよう、公共土木施設や農地、農業用施設、林道、治山施設等の災害について、国や市町、関係機関と連携し、引き続きスピード感を持って復旧に取り組みます。

三重県防災・減災対策行動計画に基づき、重点的に取り組む課題である共助の取組の活性化を図るため、みえ防災・減災センターやセンターに職員を派遣した市町、県が連携し、効果的な解決手法の検討や実践、検証等を行い、市町への水平展開を図ります。

また、三重県広域受援計画に基づき、県と市町が一体となった災害時受援体制の構築を進めます。

台風第21号では、中小河川において氾濫などの甚大な被害が発生したことを踏まえ、過去に浸水被害が生じた箇所などに、新たに危機管理型水位計を設置するとともに、農地等の浸水被害を未然に防止するため、老朽化した排水機の更新等に取り組みます。また、九州北部豪雨では、急流河川などで大量の土砂や流木が発生し被害が拡大したことを踏まえ、土砂、流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を進めます。

テロを許さない社会、地域づくりを目指すため、伊勢志摩サミットを契機に発足した、テロ対策パートナーシップを中核とした官民一体の取組を推進します。また、近年深刻化するサイバー空間の脅威から県民を守るため、県内企業や経済団体、教育機関等16の関係機関による産学官連携の枠組みを通じ、サイバーセキュリティ意識の向上等を図ります。

平成30年度には、新名神高速道路の県内区間全線や東海環状自動車道の東員インターチェンジャー大安インターチェンジ（仮称）間の開通が予定されており、これらも含め、引き続き高規格幹線道路等の着実な整備を促進します。また、農林水産業の競争力を強化するため、農業用水路のパイプライン化や林道の開設、拠点漁港における防波堤の延伸など生産基盤の整備に取り組みます。

2027年のリニア中央新幹線の東京一名古屋間の先行開業を見据え、その波及効果を県内において最大化するため、東海3県1市による情報共有や連携活動に向けた検討を行うほか、三重県への時間短縮による効果等の調査を行います。また、名古屋一大阪間の早期開業に向け、沿線の府県市、経済団体等と連携したJR東海への提案活動や国への働きかけ、広報・啓発活動を行います。

誰もが住みなれた地域で、質の高い医療・介護・福祉サービスを受けることができるよう、新たにスタートする三重県医療計画や三重県がん対策戦略プラン、みえ高齢者元気・かがやきプラン、みえ障がい者共生社会づくりプラン等に基づく取組を着実に推進する必要がある、四つ目の柱として「三重で生きる～安心を提供する医療・介護・福祉の充実」に取り組みます。

医師不足、偏在の解消を図るため、引き続き医師修学資金貸与制度の運用を図るとともに、若手医師のキャリア形成を支援する三重専門医研修プログラムの運用を行います。また、看護師の確保に向けて、再就業支援や働きやすい環境づくりを進めます。

患者の病態等により受診が困難な方に対する診療や指導を補完するため、タブレット端末等のICT機器を用いた遠隔診療の実証事業に取り組みます。

中山間地域などの医療・介護等のサービスが十分に確保できない地域では、保健・医療・介護・福祉の連携がより重要になることから、県立一志病院を中心とした多職種連携の取組成果を活用し、市町における人材育成等を支援します。

地域包括ケアシステムの一層の推進を図るため、地域ケア会議の立ち上げ、充実のための研修やアドバイザー派遣等を行います。また、介護人材の確保が喫緊の課題となっており、職場環境の改善に積極的に取り組んでいる介護事業所が社会的に評価される仕組みづくりや、介護職場における介護助手の導入、定着に向けた支援に取り組みます。

県民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、市町における健康マイレージ事業の導入を推進します。また、糖尿病の発症予防、重症化予防に向け、身近な地域で予防等の支援に向けた指導ができる人材を育成し、生活習慣病対策を進めます。

障がい者の地域移行を進めるためのグループホームや日中活動の場の整備を促進するとともに、福祉型障害児入所施設にコーディネーターを配置し、適齢児の地域移行等を進めるなど、障がい福祉サービスの充実を図ります。

平成30年は、みえのスポーツイヤーの2年目となります。平成最後の開催となるインターハイ2018彩る感動東海総体を成功させ、本年に開催が正式決定される3年後の三重とこわか国体・三重とこわか大会にしっかりとつなげるため、五つ目の柱として「三重で躍動する～人が輝くスポーツの推進」に取り組みます。

インターハイに出場する選手が最高のパフォーマンスを発揮することがで

きるよう、会場地市町、関係団体等と連携し開催準備に万全を期します。また、三重とこわか国体・三重とこわか大会の開催に向けて、広報や宿泊施設の確保等の取組を強化します。さらに、東海3県で最初に実施される東京オリンピック・パラリンピックフラッグ歓迎イベントと、三重とこわか国体・三重とこわか大会開催決定イベント等を連携して行うことで、両大会を効果的にPRし、開催気運を盛り上げます。

三重とこわか国体での天皇杯・皇后杯獲得を目指して、ジュニア・少年選手の育成を図るとともに、国体後も継続して三重県の競技スポーツを担う人材の育成につなげるため、優れた指導者の養成と指導体制の構築に向け、チームみえ・コーチアカデミーセンターの取組を開始します。また、トップアスリートが県内に定着できるよう、競技団体と緊密に連携しながら、就職を支援する取組を加速させます。

三重とこわか大会から正式競技となるボッチャについては、国内初となるボッチャの国際大会が3月15日から8日間の日程で伊勢市において開催されます。県としても、この大会を通じてボッチャの普及を図るとともに三重県の魅力を海外に発信していきます。

伊勢志摩サミットの効果を今後も持続させるため、国内外の皆さんの三重県への関心をさらに高め、観光や投資、移住等の様々な分野で選んでもらえるよう、六つ目の柱として「三重が選ばれる～地域力・営業力のさらなる強化」に向けた取組に注力していきます。

インバウンドの拡大を図るため、市町や民間業者と連携し、ゴルフツーリズムの推進や外国客船の誘致、国際会議等MICEの誘致などの取組を進めます。また、日本を訪れる外国人旅行者の旅行ニーズを適切に把握するための実態調査を行うとともに、SNSを活用したキャンペーンなど情報発信の強化に取り組みます。台湾において日台観光サミットin三重5周年を記念したフェアを開催し、物産と観光のプロモーションを行います。

国内誘客を図るため、宿泊比率の高い関西圏にターゲットを絞ったキャンペーンを実施します。また、東紀州地域の観光地域づくりに向け、外国人ア

ドバイザーの派遣による宿泊施設等における外国人対応の充実など、市町等によるインバウンド受入環境の整備等を支援します。また、伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会とも連携し、公園内のビューポイントの整備や地域資源の活用などを進めます。

移住を希望する方々に一人でも多く三重県を選んでいただけるよう、ええとこやんか三重移住相談センターを中心に、引き続き、きめ細かな相談対応を行っていきます。また、市町や関係機関と連携し、多様な就労情報を掘り起こすとともに、ワークもライフも充実した三重での暮らし方の魅力を発信します。さらに、移住の決定に有効な、地域との交流につながる現地訪問への誘導を強化します。

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした三重県産農林水産物の国内外での販売拡大を目指し、情報発信力の強い首都圏等のラグジュアリーホテルでの三重県フェアや関係事業者に向けたレセプションを開催するなど、戦略的なプロモーション活動を展開するとともに、海外との取引が有利に進められるよう、国際水準のGAP認証の取得拡大に取り組みます。また、三重県産の牛肉や伊勢茶、かんきつ等の農畜産物、日本酒について、それぞれターゲットとする地域を絞った上で、海外展開の取組を強化していきます。

みえジビエのブランド力向上、消費拡大に向け、ICTを活用した捕獲強化や、捕獲から処理加工、流通にかかわる事業者が一体となって、安全で高品質なみえジビエを安定的に供給する仕組みを構築します。

県内ものづくり企業の競争力の強化や付加価値額の増大につなげるため、県内中小企業、小規模企業の基礎技術力の向上を支援します。また、国、ジェットロ等と連携しながら、海外ミッション等で構築したネットワークを活用し、外資系企業による県内への投資を促進します。

これらの注力する取組を効果的に実施していくため、県の組織体制を見直すこととしています。

地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の一層の連携や国民健康保険の財政運営に的確に取り組むとともに、子どもの貧困対策や社会的養護

の推進、児童虐待の防止など、子どもをめぐる課題等により機動的に対応することができるよう、現行の健康福祉部を医療保健部と子ども・福祉部の2部に再編します。

また、平成30年は三重とこわか国体・三重とこわか大会が正式に決定される年であり、両大会の開催気運を高めるとともに、本格化する準備・運營業務を円滑に推進できるよう、現行のスポーツ推進局を国体・全国障害者スポーツ大会局に改正し、体制を充実、強化します。

このほか、迅速な災害復旧やインフラ整備の推進、産業政策のさらなる展開等に向けて関連する組織改正等を行い、こうした課題に的確に対応していきます。

本県の財政状況は極めて深刻な状況にあることから、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、歳出構造の抜本的な見直しや、より一層の歳入確保に引き続き取り組みます。

歳出面では、あらゆる視点から成果と課題を検証した上で、事務事業や県単独補助金の見直しを進めるとともに、県債発行の抑制に努め、県債残高を減少させていきます。また、徹底した業務の廃止などを行いながら職員数の見直しに取り組むとともに、国や他府県との均衡の観点から退職手当の見直しを行うなど、総人件費の抑制を図ります。さらに、維持管理費の抑制と県民サービスの向上の両面から、県有施設について、廃止、統合や民間活力の導入など、必要な見直しを進めます。

一方、より一層の歳入確保に向けて、未利用財産の売却のほか、クラウドファンディングの活用など、多様な財源の確保に引き続き努めます。

こうした取組を着実に進めることにより、財政の健全化に向けた道筋をつけられるよう、全庁を挙げてしっかりと取り組んでいきます。

このような平成30年度における県政の展開方向を踏まえた上で、平成30年度当初予算は、次の点を重視した予算としました。

まず、極めて深刻な財政状況の中にあっても、安全・安心の確保や未来を切り開くための攻めの取組には予算を確保しました。中でも、防災・減災な

どの喫緊の対策に対応するため、投資的経費は抑制しつつも、公共事業については前年度を上回る規模を確保しました。さらに、子どもたちの未来のための取組やスポーツの推進などについても予算を重点化しています。

一方で、持続可能な行財政運営に向けて、三重県財政の健全化に向けた集中取組に基づき、事務事業を徹底的に見直すなど、歳出構造を見直しています。

また、平成30年度三重県経営方針（最終案）で、平成30年度に注力する取組に位置付けた六つの柱については、重点的に取り組んでいきます。

以上のような考え方にに基づき予算編成を行った結果、当初予算の額は、一般会計で前年度1号補正後予算額と比べ0.9%減の6968億889万3000円、特別会計で75.6%増の3553億5081万6000円、企業会計で3.1%増の396億1603万円となり、3会計を合わせた予算額は、15.7%増の1兆917億7573万9000円となっています。

まず、一般会計の歳入予算のうち主なものについて説明いたします。

県税収入について、地方消費税で、国内消費の回復基調による譲渡割の増や、国際的な原油価格の上昇に伴う貨物割の増が見込まれることなどから、県税収入全体としては、対前年度0.9%増の2472億9200万円を計上しています。

地方交付税について、国の平成30年度地方財政対策を踏まえ、対前年度0.8%増の1393億5000万円を計上しています。

県債について、三重交通Gスポーツの杜伊勢など大規模施設の整備費の減などにより、前年度1号補正後予算額と比べ7.8%減の996億600万円を計上しています。

基金繰入金について、財政調整基金からの繰入の減などにより、前年度1号補正後予算額と比べ50.9%減の104億7513万円を計上しています。

次に、議案第1号の平成29年度三重県一般会計補正予算（第8号）は、国の平成29年度補正予算（第1号）に対応し、第1次産業関連施設の整備や公共事業の追加などに係る経費について補正を行うもので、一般会計で149億

2154万4000円となっています。

歳入の主なものとして、国庫支出金について、公共事業関係で57億4594万2000円を、合板・製材生産性強化対策事業費補助金で3億753万8000円をそれぞれ増額するなど、合わせて62億7453万6000円を増額しています。また、県債について、補正予算債で79億4200万円を増額するとともに、基金繰入金について、財政調整基金繰入金で2171万7000円を増額するなど、合わせて2804万6000円を増額しています。

歳出の主なものとして、国の補正予算に伴い、公共事業について、自然災害リスクが高い地域、施設等における防災・減災対策等を行うため、国補公共事業を88億1101万3000円、国直轄事業を29億2996万7000円それぞれ増額するほか、第1次産業における競争力強化に向けた生産基盤の整備等を行うため、農業農村整備事業で25億8107万3000円を増額しています。

地域材の競争力強化に向けて、合板工場に原木を安定的に供給する事業者に対して間伐材の生産や路網整備を支援するため、2億69万4000円、木材加工施設の整備を支援するため、1億684万4000円を、それぞれ増額しています。また、種子繁殖型イチゴ新品種の開発に向けて、農業研究所の研究施設を改修するため、7563万6000円を増額しています。

次に、議案第2号から第8号までの補正予算は、人事委員会勧告に基づく給与改定に伴う人件費について、それぞれ補正を行うもので、各会計の補正額は、一般会計で10億7213万5000円、特別会計で733万1000円、企業会計で2192万5000円、それぞれ増額するものです。

次に、今回提案しています予算以外の議案は、条例案38件、その他議案17件の合計55件ではありますが、その概要について説明いたします。

基金に関し、議案第26号は、子どもが生まれ育った環境に左右されず、豊かに育ち、自己実現を図ることを支援する事業並びに妊娠、出産及び子育てに資する事業に要する経費の財源に充てるため、三重県子ども基金を設置するものです。また、議案第39号は、政令に規定する後期高齢者医療財政安定化基金の拠出率を標準として条例で定める割合について改正を行うもので、

議案第40号は、基金の設置目的を達成するための事業の実施期間の延長に鑑み、規定を整備するものです。

議案第27号は、住宅宿泊事業法に基づく、住宅宿泊事業の適正な運営の確保を図るために必要な規定を整備するものです。

議案第28号は、いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、県等の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定める条例を制定するものです。

議案第29号、第48号、第49号、第52号、第53号及び第61号は、関係法律の一部改正等に鑑み、規定を整備するものです。

議案第30号及び第32号は、組織機構の見直しに伴い改正を行うものです。

議案第31号は、関係法律に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うものです。

議案第33号及び第55号は、定数の見直し等に伴い、職員の定数について、それぞれ改正するものです。

議案第34号は、特別職に属する国家公務員の期末手当の支給割合等に鑑み、所要の改正を行うものです。

議案第35号は、県の厳しい財政状況を考慮し、知事等の給与を特例的に減ずるものです。

議案第36号及び第56号は、人事委員会の議会及び知事に対する平成29年10月11日付の給与改定に関する勧告等に鑑み、所要の改正を行うものです。

議案第37号は、職員が特定大規模災害に対処するため災害応急作業に従事した場合等の特殊勤務手当の支給に関する規定を整備するものです。

議案第38号及び第57号は、民間における退職給付及び国家公務員の退職手当の支給の実情に鑑み、退職手当の額の引き下げ等を行うものです。

議案第41号から第45号まで及び第54号は、関係政令の一部改正等に鑑み、手数料の規定を整備するものです。

議案第46号及び第47号は、関係法律の一部改正等に伴い、規定を整理する

ものです。

議案第50号は、寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を加えるものです。

議案第51号は、伊賀市の都市計画区域の統合に伴い、規定を整理するものです。

議案第58号は、三重県立名張桔梗が丘高等学校及び三重県立名張西高等学校を廃止するものです。

議案第59号は、三重県立志摩病院において、通所リハビリテーション等を行うに当たり、使用料等についての規定を整理するものです。

議案第60号は、工業用水道事業の円滑な維持運営を図るため、工業用水の料金の額を改定するものです。

議案第62号は、関係法律の一部改正により、事業者の指定権限等が市町に移譲されることに伴い、三重県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例を廃止するものです。

議案第63号は、関係法律の廃止に伴い、主要農作物種子のほ場審査等に関する条例を廃止するものです。

議案第64号は、包括外部監査契約を締結しようとするものです。

議案第65号及び第66号は、県の行う建設事業の経費に関し、関係市町に負担を求めようとするものです。

議案第67号から第70号までは、流域下水道の維持管理に要する経費に充てるため、関係市町の負担を定めようとするものです。

議案第71号から第73号までは、工事請負契約を締結または変更しようとするものです。

議案第74号から第79号までは、損害賠償の額の決定及び和解をしようとするものです。

議案第80号は、議会の議決を要する計画を策定しようとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に報告事項について説明いたします。

報告第1号から第22号までは、議会の委任による専決処分をしましたので、報告するものです。

報告第23号は、地方独立行政法人三重県立総合医療センターの常勤職員の数について、関係法律に基づき報告するものです。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 以上で提出者の説明を終わります。

特別委員長報告

○議長（舟橋裕幸） 日程第3、特別委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、選挙区調査特別委員会及び働き方改革調査特別委員会から調査の経過と結果について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。三谷哲央選挙区調査特別委員長。

〔三谷哲央選挙区調査特別委員長登壇〕

○選挙区調査特別委員長（三谷哲央） 選挙区調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

本委員会は、設置以降33回の委員会を開催し、県議会議員選挙における定数及び選挙区のあり方について、様々な観点からの委員間討議を重ねてまいりました。

この間、先の条例改正により定数及び選挙区が変更となった選挙区の市町長、議長等との意見交換や、地方議会の選挙制度に精通している有識者の参考人招致を行うとともに、委員会で実施した県民からの意見募集や電子アンケートシステムe-モニターの利用により、直接、県民の皆さんから定数及び選挙区に係る御意見もお聞きいたしました。

これらを踏まえ、去る12月7日の委員会において、県南部地域の課題解決のために、一票の格差が拡大する等の御批判は十分承知の上で、南部地域の定数を増加させる委員長案を提示いたしました。

しかしながら、選挙制度において何が優先されるべきかという政治家としての信条、信念等が委員間討議において鋭く対立し、これ以上議論を継続し

でも委員会として合意を得るのは困難と判断せざるを得ない状況になりました。

そのため、去る12月21日の委員会において、次回県議会議員選挙における定数及び選挙区についての議論に終止符を打つことを断腸の思いで御提案し、委員各位の御了解を得たものであります。

今回、委員会としての合意に至らないまま議論を終結したことは非常に残念であります。選挙制度は民主主義の根幹であり、議会基本条例第6条の2においても「議会は、議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数について、県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」ことがうたわれています。

三重県議会は、これからも県民の意思等が的確に反映されるよう、定数及び選挙区に係る不断の見直しを継続していくことを県民の皆さんにお約束申し上げます、委員長報告といたします。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 石田成生働き方改革調査特別委員長。

〔石田成生働き方改革調査特別委員長登壇〕

○働き方改革調査特別委員長（石田成生） 働き方改革調査特別委員会における調査の経過と結果について、御報告申し上げます。

我が国では少子高齢化が進み、労働力不足が深刻な問題となっています。こうした社会的背景から、政府は経済成長に向けた重要な政策として、誰もが生きがいを持ってその能力を最大限発揮できる社会、いわゆる一億総活躍社会の実現に向けて取り組むこととなりました。

政府は、この一億総活躍社会の実現に向けた横断的課題として働き方改革を位置づけ、残業時間に罰則つきの上限を設けることや、正規雇用労働者と非正規雇用労働者間の不合理な待遇差を解消する同一労働同一賃金の実現を盛り込んだ働き方改革実行計画を昨年3月に策定しました。

本委員会は、こうした働き方改革の流れを受けて、女性、障がい者、高齢者など、あらゆる県民を対象とする働き方改革について調査することを目的

として設置され、長時間労働の是正について、ワーク・ライフ・バランスの実現、多様な人材、若者、女性、高齢者、障がい者、LGBT等が活躍しやすい職場環境についての二つを重点調査項目として、調査を行っていきこととしました。

まず、6月28日に県当局から三重県内における働き方改革の推進に向けた取組状況や、県職員、教職員の働き方の現状について聞き取り調査を行いました。

県では、県内企業の長時間労働の是正や休暇の取得など働き方を見直すことにより、働く場の質の向上、職場環境の整備を進めています。

具体的には、企業に対する働き方改革の推進に向けた取組として、専門家派遣によるコンサルティングや、みえの働き方改革推進企業登録、表彰、働き方改革セミナーの実施に加えて、今年度は地域全体での機運醸成を図るための働き方改革フォーラム開催や、企業からの相談に応じた働き方改革アドバイザーの派遣などを実施しているところです。

さらに、平成29年8月に株式会社百五銀行と働き方改革に係る包括連携に関する協定を締結し、セミナーの開催、県内企業の取組事例の共有など、働き方改革を推進する取組を進めています。

委員からは、県は商工団体、産業支援センター、関係部局と連携し、働き方改革を支援する体制づくりをしていくべきである、不合理な待遇差の解消による非正規雇用労働者の待遇改善を目的とする、同一労働同一賃金ガイドラインが施行された際には、企業経営者からの悩みを拾い、解決の手助けをする仕組みづくりが必要であるとの意見が出されました。

次に、県では、県庁内の働き方改革として、日本一働きやすい県庁（しょくば）を構築することで、県民サービスの向上につなげるよう、ワーク・ライフ・マネジメントを推進し、時間外勤務の削減など具体的な目標を設定して、組織的に取り組んでいます。

委員からは、県議会としても、議会業務で県執行部側の時間外勤務が減るよう具体的に議論し、代表者会議等に検討を依頼してはどうかとの意見が出

されました。

また、教職員の働き方について、学校で済ませられない仕事を持ち帰っている現状もあり、学校の勤務時間だけを短縮して解決できるものではない。年次有給休暇についても行政職より取得が厳しいという現実もあるので、そうした状況を十分に認識していただきたいとの意見が出されました。

次に、7月13日に三重労働局において、本県における働き方の現状、県内企業等に対する働き方改革の推進に向けた取組について調査を行いました。

本県の平成28年度における年間総実労働時間は、所定外労働時間の高どまりを反映して、全国水準である1724時間を上回る1748時間で推移しており、就業形態別年間総実労働時間においても、一般労働者では全国平均を上回っているという調査結果があります。

委員の質問に対し、三重労働局からは、長時間労働の要因として、長く残業する社員ほど仕事を頑張っていると評価される、これまでの日本の風土、人事労務管理が一因と考えられるとの回答がありました。

労働時間の適正な把握については、製造業では小さい事業所も含めて理解は進んでいるが、サービス業などにはまだ不十分であり、商工会議所や商工会など協力して進めていきたいとの回答がありました。

次に、8月17日に一般社団法人三重県トラック協会において、運送業界を取り巻く当面する諸課題や、長時間労働是正に向けた取組等について調査を行いました。

委員からの質問に対し、同協会からは、規制緩和により参入する運送業者が増えたが、その後の指導が行き届いておらず、行政が下請等に対する勧告制度を有効に活用してもらうことが大事である、また、運送業界では5次、6次下請という下請多重構造になっており、末端まで十分な対価が行き届かないことが運送事業の構造的な問題であるとの回答がありました。

同日、株式会社百五銀行において、働き方に対する意識や人事制度、業務手順を変える「カエルプロジェクト」の取組のほか、行政機関との連携等、県内の働き方改革推進の支援について調査を行いました。

委員の質問に対し、同銀行からは、メインバンクとして取引先に対し、働き方改革の具体的な取組のアドバイスやサポートが必要である。働き方改革に関する県内企業とのネットワークを活用し、お互い情報共有しながら改善を図りたいとの回答がありました。

また、人事評価制度について、時間当たりの生産性で評価する新たな制度に変えていく必要があるが、時間がかかるだろうとの回答がありました。

次に、9月15日に一般社団法人三重県建設業協会において、建設業界における労働の実態や適正な工期、人材育成等について調査を行いました。

委員の質問に対し、同協会からは、構成される協会員には工事の元請企業が多く、また、元請企業と下請企業では仕事のやり方など異なる部分が多いことから、両者の足並みをそろえることは難しいとの回答がありました。

また、委員からは、年間を通じて、建設業従事者の勤務日、休日のバランスを均一にするため、その解決策の一つとして、県は、工事発注時期の平準化に努める必要があるとの意見が出されました。

10月17日には、相模女子大学客員教授で少子化ジャーナリスト、作家の白河桃子氏を参考人として招致し、働き方改革についての意見聴取を行いました。

参考人からは、ある先進企業経営者の、改革は経営者しかできないとの発言を例に挙げ、働き方改革は社員から残業手当などの既得権益を奪うことになるため、経営者がいかにその部分を上手く対応するかということがポイントであるとの意見をいただきました。

また、委員の質問に対し、大手企業が働き方改革にしっかりと取り組むべきで、上流から連鎖が起きるように仕組みをつくることも行政の役割である、他県の調査では、働き方改革の好事例の会社は全て中小企業であったという結果があり、社長のやる気次第ですぐ実行できるとの回答をいただきました。

11月16日に、ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社において、働く場所、時間を社員が選べる新しい働き方「WAA（ワー） Work from Anywhere and Anytime」を中心とした働き方

改革の取組について調査を行いました。

委員の質問に対し同社からは、工場の製造部門における働き方改革に関して、WAAはなじまないという理由で適用外としている。そのため、製造部門で働く者が豊かで幸せに働くためにどうすればニーズを満たせるかを探っているところであるとの回答がありました。

また、同日に味の素株式会社において、多様な人材が活躍する会社として、ダイバーシティを加速させる味の素流働き方改革の取組について調査を行いました。委員の質問に対し、同社からは、誰もが働きやすく活躍できる会社というのは、誰もが長時間労働ではなく働ける会社であり、働き方改革によって、結果的にダイバーシティとなり、多様な人材の可能性を引き出せるとの回答がありました。

さらに、ユニリーバと同じく、製造部門における働き方改革は課題だと考えており、テレワークなどは想定さないため、現場中心の生産性向上に向けた取組ということに尽きる、省人化、無人化について考えることが現場における働き方改革ではないかとの回答がありました。

翌日、17日には、厚生労働省において働き方改革実行計画に基づく取組状況について、中小企業、小規模事業者への対策も含めて調査を行いました。

委員の質問に対し厚生労働省からは、中小企業等において労働生産性を高めて利益を上げる等の成果を出した場合に、助成金をかさ上げする制度があり、さらに広げていきたい、また、都道府県の労働委員会に対して、働き方改革を進めるために、普及、理解促進という観点で協力してもらえればと考えているとの回答がありました。

最後に、12月19日に社会福祉法人けやき福祉会において、介護現場における働き方の現状や課題、介護人材を確保するための働きやすい職場環境づくりに向けた取組等について調査を行いました。

委員の質問に対し、同法人からは、育児を理由とした介護職員の離職を防止するため、子育てが一段落したらパートタイム勤務からフルタイム勤務へキャリアアップができるよう、柔軟な雇用環境を整備している、また生産性

向上の取組について、独立行政法人福祉医療機構が公表している経営分析参考指標と比較した経営分析を始めたところであり、法人としても生産性向上に取り組んでいこうと考えているとの回答がありました。

以上の調査結果を踏まえ、本委員会としての働き方改革に関する意見を申し上げます。

まず、重点調査項目の一つ目、長時間労働の是正についてであります。

長時間労働を是正するには、経営者の意識改革と同時に働く人個人の意識改革が重要です。県内企業の意識改革を進めるためには、働き方に対する考え方や風土を変えていく取組を継続的に行う必要があります。また、年次有給休暇の取得促進につながる具体的な施策を講じ、その推進を図るための啓発活動を行う必要があります。

さらに、企業の生産性向上と働き方改革を後押しするために県ができることとして、IT化の推進や課備投資への支援について、国と連携して取り組むことが考えられます。

また、教職員の長時間労働の是正については、引き続き適切に労働時間の把握に努めるとともに、早帰り日の設定などメリハリのある職場環境の構築に向けて意識改革を進めていく必要があります。

建設業については、閑散期、繁忙期の差がないよう、公共工事発注を平準化し、週休2日の推進に向けた適正な工期設定に率先して取り組むとともに、一次下請企業、二次下請企業までその取組が行き届くよう啓発していくことも必要です。

二つ目の重点調査項目の多様な人材が働きやすい職場環境についてであります。

全ての人があらゆる分野で個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、ダイバーシティに関する考え方について普及啓発活動を通じて、広く理解を深めていくことが重要です。

政府の働き方改革では、子育て、介護や病氣と仕事を両立できる社会づくりを掲げています。

働く人が介護や育児、病気を理由に離職することなく、安心して仕事と両立できるようにするためには、改正育児・介護休業法の情報提供に努めるとともに、企業内保育所設置や、病気と仕事の両立支援策の検討などが考えられます。

また、障がい者雇用の促進に当たっては、平成30年4月から新たに雇用義務の対象となる精神障がい者の雇用が着実に前進するよう、企業の障がい者雇用に関する取組を促進する支援策の検討なども考えられます。

最後に、今後の働き方改革の推進についてであります。

働き方改革を進めるには、商工会議所や商工会、金融機関など、多様な主体の協力を得ながら業種別、企業規模別、地域別のきめ細かな政策が必要です。

県内企業に働き方改革の取組を浸透させるためには、働き方改革に係る包括連携協定を有効に活用することも必要です。建設業、運送業、製造業など元請と下請の構造がある業界団体においては、元請となる企業等に対して下請企業への働き方改革の配慮を求めるとともに、業界としても、先進的な取組を顕彰する制度を創設するなど、積極的に働き方改革に取り組んでいくことが必要です。

また、建設業や介護現場等で人材確保に困難がある分野では、働き方改革の積極的な取組による人材確保の成功事例の紹介、周知広報を検討することも有効であると考えられます。

県内の主要産業である製造業、特に工場現場における働き方改革、また、観光業や介護・福祉施設などサービス産業においては、業務の効率化、生産性向上を目指した働き方改革をそれぞれどう推進していくかが今後の課題であります。

働き方改革は、単年で終わる取組ではなく、長期的視点で働き方改革を捉え、具体的な施策を検討、展開していく必要があります。そのためには、行政が、働き方改革に取り組もうとする企業や団体を長期的、継続的に支援していくことが必要です。

一方、働き方改革は、単なる効率化や生産性を高めるためではなく、働く人の生き方を充実させていく観点、人生があり、仕事は人生の中の一つの大切な自己表現の場であるという、ワーク・イン・ライフという考え方も取り入れないと、バランスを欠いたものになってしまうおそれもあります。

働き方改革は、最終的に全ての県民の幸せにつながらなければならないということが本委員会の結論であります。

県当局におかれましては、本委員会の意見の趣旨を十分汲み取っていただくとともに、調査における各委員から出された意見等も踏まえ、働き方改革の実現に向けて引き続き取り組んでいただくことを期待します。

なお、本委員会はあらゆる県民の働き方についての調査を試みましたが、第一次産業従事者、一人親方、使用者側の働き方については、調査することさえ困難でした。

働き方改革は永遠のテーマであると思われることから、引き続き、働き方改革の動向を注視していく必要があると考えています。

以上、御報告申し上げます。

○議長（舟橋裕幸） 以上で、特別委員長の報告を終わります。

特 別 委 員 会 廃 止

○議長（舟橋裕幸） 日程第4、特別委員会廃止の件を議題といたします。

討 論

○議長（舟橋裕幸） これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。49番 西場信行議員。

[49番 西場信行議員登壇]

○49番（西場信行） 選挙区調査特別委員会廃止議案につきまして、討論をさせていただきます。

平成26年5月に定数45人現行条例を設置する際の附帯事項の一つは、国勢調査の結果、人口動態、社会経済情勢等状況を考慮し、改選後、引き続き一

票の格差、総定数、選挙区のあり方等の検証等を行っていくということでありました。

この附帯事項に基づいて検討協議の結果、改めて平成28年5月に選挙区調査特別委員会が設置されました。以来1年9カ月が経過し、地方創生と県南部活性化を踏まえた見直し議論がなされ、33回に及ぶ協議が続いてきました。

しかしながら、今後これ以上の定数議論を継続することは困難との判断で、結果を示すことなく議論が終結され、本日、今議会に特別委員会廃止議案が提案されました。

およそ1年と半年にも及ぶ長期の議論で、紆余曲折はあったものの昨年の12月には、多くの経緯や状況を総合的に考慮された最終段階としての委員長案、6増51定数が提案されました。

しかしながら、その後の議論も相変わらず紛糾し、膠着状態となり、せっかくの委員長案に対する採決や結論のなきままに協議が閉じられてしまいました。極めて残念な結果であり、これまで費やした長い期間の議論の経緯や積み上げは何であったのか、何とするのか、県民に対して説明責任の果たせない事態となっております。

委員長報告にありましたように、この期間に委員会討議のみならず県南部市町長、議長との意見交換や学識参考人の意見聴取を実施し、また、一般県民の意見募集や県政e-モニターへの電子アンケートなどで、45人定数条例の是非を問う県民アンケートが実施されました。この県民アンケートは、県議会の選挙区定数について、個人名や現住所、電話番号まで記入して回答していただき、45定数条例の賛否を選択し、その理由や意見を述べていただくもので、意見募集とe-モニター合計で3076人から回答をいただき、その結果45人条例に反対が約2000人、約3分の2です。賛成もしくはもっと削減すべきが約1000人、約3分の1でありました。このアンケートは、中間案に対するいわゆるパブコメではありません。委員会の意思形成過程における県民意見募集であり、このやり方はおそらく前代未聞かもしれません。この県民アンケート手法が是か非かの論点は別にいたしまして、委員会議論の必要性

で実施したこのアンケートについて、その回答結果が出たからには、定数に対する県民からの貴重な議会へのメッセージとして誠実に受けとめて、県民の意思に沿うべく最大限の努力をいたさねばなりません。

アンケート回答の自由記述においては、高齢化や人口減少、過疎・離島問題、災害対策が深刻化する県南部地域における課題解決のため、牽引役として、地域実態をよく知る議員の定数増を求める県民の声が圧倒的に多く提言されています。

また、全県全ての県民に呼びかけての県民アンケート実施により、3000人を超える回答者のみならず、県下各地各界の多くの県民の方々が注目をして定数の行方、関心が高まっています。また、委員会協議における南部関係市町長、議長からの意見聴取においても、地域振興の観点から県議会議員定数について強く切実な要望が数多く出されております。

これらの情勢から県議会としても、今後より真剣に対応していかねばならない重い責任を痛感いたします。

三重県議会基本条例には、議員定数について、「県民意思等が的確に反映されるよう不断の見直しを行う」と記されています。この基本条例の示す方向に沿って、我々は現行45定数を維持するのか、新しい定数条例を求めるのか、県議会の意思を今こそ改めて議決し、県民に説明していかねばなりません。

今回このまま特別委員会における採決や議決が全く実施されずに結論のなきまま議論が終結され、また県議会として今後の対応策が何も示されないままに、選挙区調査特別委員会を廃止していくことは許されません。反対を表明し討論といたします。

御清聴、ありがとうございました。拍手は御遠慮ください。

○議長（舟橋裕幸） 以上で討論を終結いたします。

採 決

○議長（舟橋裕幸） これより採決に入ります。

採決は2回に分け起立により行います。

まず、働き方改革調査特別委員会の廃止を採決いたします。働き方改革調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので、本特別委員会を廃止することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本特別委員会は廃止することに決定いたしました。

次に、選挙区調査特別委員会の廃止を採決いたします。

選挙区調査特別委員会は、その調査を終了いたしましたので、本特別委員会を廃止することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（舟橋裕幸） 起立多数であります。よって、本特別委員会は廃止することに決定いたしました。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（舟橋裕幸） お諮りいたします。明20日から25日までは、休会としたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（舟橋裕幸） 御異議なしと認め、明20日から25日までは、休会とすることに決定いたしました。

2月26日は定刻より、各会派の代表による県政に対する質問並びに議案に関する質疑を行います。

散 会

○議長（舟橋裕幸） 本日はこれをもって散会いたします。

午前11時8分散会